

ソ連・東欧の経済改革と価格問題

岡 稔

周知のようにソ連邦では1965年秋にいわゆる「利潤方式」の全面的導入の方針が決定され、すでに1966年中に総数673の各種の鉱工業企業に新方式が導入され、今年はそのいっそうの拡大が予定されている。しかし現在までのところ新方式の導入は未だきわめて初歩的な実験の段階にある。というのは、「利潤方式」のキーポイントである鉱工業生産物卸売価格の改訂が未だ実施されていないからである。新しい価格体系の作成作業は1965年秋に設置された連邦 Gosplan 附属国家価格委員会の手で進められており、本年7月1日には新価格体系への移行がおこなわれる予定である(1部の軽工業、食品工業生産物については1966年10月1日および1967年1月1日から新価格がすでに導入された)。

この論文の目的は、近く実施されようとしている価格改訂の内容と問題点を明らかにすることである。ソ連邦における価格論争は周知のように、1956年くらいほぼ10年の歴史をもっているが、その間に論議のまともになった一連の問題が、現在の段階つまり政策化の段階において、現実によどのように処理されようとしているかを考察するのが、筆者の主要な関心事である。そのさい、同様の改革を実施している東欧諸国(チェコスロヴァキア、ハンガリー、ブルガリア、東ドイツ)についても、必要に応じて言及するが、紙幅の都合により考察の対象はほとんどソ連邦だけに限られる。

I

国家価格委員会の価格改訂案の内容に立入るまえに、1965年9月総会でコスイギン首相によって提案された経済改革(いわゆる「利潤方式」の導入)が、価格形成の分野でのどのような改革を要求するものであったかを、簡単に要約しておきたい。

コスイギン報告に含まれている新価格体系への要求は、つぎの4点に整理できる。第1に「計画化と経済的刺激の新方式」(いわゆる「利潤方式」)のもとでは、生産物販売高および重要生産物の品目別生産数量(現物表示)と並んで、利潤の量と率が企業活動評価の主要な規準となる。このことは、裏返していうと、企業活動の経済効率が利潤によって表現されるような価格体系の存在が、いわゆる「利潤方式」導入に不可欠の前提条件だということにほかならない。ではどういう価格がこの要件を満足させるのかという点についてコスイギン報告ではただ価格の「社会的必要労働支出へのいっそうの接近」という抽象的表現しかみられない。しかし、従来の価格体系のもとでは石炭をはじめとする一連の原燃料部門が赤字であったこと、黒字部門の中でも部門別利潤率格差が大きかったこと(2~99%といわれている)、さらに同一部門内の製品別収益率格差が大きかったこと(2~3%から200~300%といわれる)を想起するなら、「社会的必要労働支出への接近」という抽象的表現の具体的な含意は、ある程度まで知られよう。要するに利潤が企業活動の経済効率の指標になるためには、少くも部門平均原価を下まわるとような低価格の廃止、生産物の利潤集約度の法外に大きな格差(部門別、製品別格差)や根拠のない格差の解消が必要なことは明白である。

第2にコスイギン報告では、以前から経済学者の間で論議されていた「ファンド有償化」の構想がはじめて公認され、いわゆる「ファンド使用料」の制度が導入された。このことは新価格体系が、少くも何らかの程度に生産物のファンド集約度を反映するように改訂されなければならないということを意味する。何故なら、従来の工業生産物の価格形成は原則として原価にミニマム(原価

の3~5%)の利潤をプラスすることによっておこなわれていたが、これではファンド集約度の高い産業部門の企業がファンド使用料を支払えないケースが発生しうるからである。しかし後述するように、ファンド使用料の導入は直ちに「生産価格」の導入を意味するわけではない。

第3に新制度のもとでは、利潤を財源とする3つの奨励ファンド(物質的報賞ファンド、社会文化・住宅建設ファンドおよび生産発展ファンド)が設置され、企業活動の効率向上を刺激する用具として重要な役割を果たすことになっている。この3つのファンドは形の上では1930年代いらい存在する企業ファンドを3分したにすぎないようにみえるが、従来の企業ファンドが実際には鉱工業企業の半分ぐらいにしか存在しなかったのに対し、今後は「正常な活動をしているすべての企業」に設置され、その規模がかなり拡大されるという点で大きな差異がある¹⁾。したがって、新しい価格体系は前記のファンド使用料の支払だけでなく、さらにまた少くもこの3つの奨励ファンドへの積立金の財源にもなりうるだけの利潤を含まなければならないということになる。

第4は新価格体系が生産物の品質向上、新製品開発、技術進歩を促進するように定められなければならないという要求で、この点がコスイギン報告で特に強調されたのは、これまで生産物の原価引下げが一面的、機械的に重視されたことによって、生産物の品質向上や新製品の開発が阻害されたという事情によるものであろう。

以上の4点がコスイギン報告にあげられている

1) 3つの奨励ファンドへの年々の積立金は利潤総額の20%ぐらいに予定されているらしい(C. Ситарян, А. Гусаров, В. Сенчагов, О принципах нормирования платы за производственные фонды, «Плановое Хозяйство», No. 12, 1966, p. 28)。周知のように、従来の企業ファンドへの積立金は利潤の4~5%であった。なお生産発展ファンドには利潤以外に減価償却積立金の1部と不用資産売却収入もくりいられるし、物質的報賞ファンドには品質の優良な生産物にたいする「価格割増金」(後述)もくりいられる(Методические указания по переводу предприятий, объединений и отраслей промышленности на новую систему планирования и экономического стимулирования, «Экономическая Газета», No. 50, 1966)。

新価格体系への要求であるが、そのほかに価格改訂作業はつぎの3つの制約をうけていた。第1に消費者物価の上昇はいっさい許されないこと、第2にコルホーズむけ生産財の価格引上はおこなわないこと、第3に国家財政収入の総額や国民所得の蓄積部分と消費部分の比率に影響するような措置をとらないことがそれである²⁾。前記の4要求の実現はこの3つの制約条件のわく内で可能な範囲内に限定され、このことが今度の価格改訂をかなり不徹底なものにしたことは、後にみるとおりである。

ところで、コスイギン報告の中では、ファンド使用料の率や奨励ファンドの規模が明らかにされていなかったが、そのごゴスプラン、財務省などの関係機関の協議の結果、ファンド使用料は原則として6%(生産ファンドの帳簿価格の)とすること、また3つの奨励ファンドのための積立金の率は産業部門別、企業グループ別に定められるが、全体としては生産ファンドに対する比率で3~4%とすることが決定された³⁾。一方、これまで鉱工業生産物価格に含まれていた利潤と取引税の総額から酒類、タバコ、砂糖、繊維品という4種類の生産物の価格に含まれていた取引税を除いたものが、新卸売価格体系に利潤として含まれるようにすること(換言すれば前記4種類の生産物にたいするきわめて高率の取引税には手をふれないこと)が決定され、その結果、鉱工業の平均利潤率は約15%となった⁴⁾。以上が国家価格委員会の価格改訂作業の基礎条件であったようである。

II

現在までに公表されているかぎりのデータを整理すると、価格改訂案の概要はつぎのようである⁵⁾。まず代表的な赤字産業部門であった石炭産業は平均75%の炭価引上により部門平均で7.5%の利潤率をあげるようになる。原油価格は一挙に

2) В. Ситнин, Основные пути пересмотра цен, «Экономическая Газета», No. 43, 1966, А. С. Гусаров, Основные принципы реформы оптовых цен, «Вестник Московского Университета», Серия 7, Экономика, No. 4, 1966 をみよ。

3) シタリヤン他, 前掲論文, p. 27~28.

4) グサロフ, 前掲論文, p. 14~15.

約2倍に引上げられるが、これは従来国家予算で支弁されていた資源探査費が原価に計上されるためであり、これによる収入増加分の大半は地代として国庫に吸収される。なおガソリン、ディーゼル油などの加工製品価格は不変に維持される。電力料金は燃料費の上昇とfond使用料の導入などの影響を強く受けるが、非鉄金属産業にたいする割引料金制度の廃止などにより、全国平均電力料金を20~25%引上げるだけで、なお10%の利潤率を確保しうる。各種金属価格は35~40%引上げられ、鉄鋼産業の利潤率は従来の8%から15%に引上げられる。木材産業の利潤率も8%から20%に引上げられる。機械類の価格は燃料、電力、金属の価格引上にもかかわらず、むしろいくらか引下げられ、それでも約15%の利潤率がえられる。化学工業はこれまで赤字であった硫酸などの基礎化学製品の価格を引上げ、化繊、プラスチックなどの価格を引下げることによって、部門平均利潤率は20%から15%に引下げられる。最後に軽工業、食品工業のばあいは、生産期間が短かくて流動fondの回転速度が早いため、15%程度の利潤率では収益率が2~3%になり、企業別生産性格差の存在を考慮すると、多くの企業が赤字になるという理由で、価格は20~30%の利潤率をふくむ水準に定められた(これは価格の引上がほとんど起らないことを意味するらしい)。

以上を総括すると、工業全体での企業卸売価格の引上は7.5%で工業卸売価格の引上は5.5%となり、重工業だけをみると企業卸売価格の引上は13%で工業卸売価格の引上は11%となる。いずれのばあいも企業卸売価格の引上率より工業卸売価格の引上率の方が小さいのは、取引税部分の削減によって企業卸売価格の上昇が相殺されるためであろう。新価格体系における工業の平均利潤率は15%、重工業の平均利潤率は13%で個別部門

別利潤率の格差は7~20%、軽工業の平均利潤率は23%で部門別利潤率の格差は20~30%である。

fond使用料は前述のように原則として6%と定められたが、1部の低利潤部門(石炭、泥炭、トラクター、農業機械、木材産業の1部)は3%、軽・食品工業は10%とされ、また6%部門のうちでも個々の企業グループについては3%に引下げること、3%部門のうちでも低利潤(または赤字)の企業グループについてはfond使用料を免除することも認められている⁶⁾。

部門別の利潤率が与えられたばあい、個々の製品の価格は収益率がほぼ均等になるように定められる。たとえば生産fond総額が1億ルーブルで年間原価総額が1億2千万ルーブルだとすると、15%の利潤率は収益率に換算すると12.5%となり、原則として個々の製品の価格は原価にその12.5%の利潤を加算することによって定められる。その結果、これまで十倍もしくは数十倍に上った収益率の製品別格差が3倍程度まで縮小されたといわれている⁷⁾。

つぎに同一部門内の企業別生産性格差が大きいばあい(自然的・地理的条件や技術条件の差異に由来する)の処理法として、国家価格委員会はあるばあいには部門内計算価格の導入という方法を取り、あるばあいには劣等企業の前原価を基準とする価格形成と差額地代(「定額納付金」と呼ばれる)

6) Методические указания, «Экономическая Газета», No. 50, 1966 による。生産発展fondの資金で形成された生産fondは2年間、銀行信用によるものは資金返済までの期間だけfond使用料を免除され、その他の公害防止に必要な施設などにかんする免除の規定もある。

7) А. Кошута, Новые цены в машиностроении, «Экономическая Газета», No. 24, 1966. コシュータの説明が彼の担当する機械工業だけにかんするものなのか、新価格体系の一般的方式なのか不明である。なお、東ドイツの価格改訂においては、同一部門内の製品別利潤額の計算は従来の原価に比例させる方式から附加価値(стоимость обработки または собственные издержки)に比例させる方式に変更された(К. И. Микульский, Новая система руководства народным хозяйством в ГДР, 1965, p. 38, К. Бихтлер, В. Шмидт, Теоретические и практические аспекты реформы цен в Германской Демократической Республике, «Вопросы Экономики», No 3, 1965, p. 46)。

5) 価格改訂案についての以下の記述は、シトニン、グサロフ、シタリアン他の前掲論文のほか、つぎのものによる。В. Ситнин, Хозяйственная реформа и пересмотр оптовых цен на промышленную продукцию, «Коммунист», No. 14, 1966, А. Комин, Проблемы совершенствования оптовых цен промышленности, «Плановое Хозяйство», No. 10, 1966.

の徴収という方法を取り、さらにそれでも自然的・技術的条件の差異による収益格差が労働報酬の不当な格差を発生させる恐れがあるばあいは、ファンド使用料や奨励ファンド形成条件を部門別・企業グループ別に分化させることによって処理するという方針をとっている⁸⁾。この点については多くの異論があり、あとでまたふれる。

コスイギン報告でのべられた第4の要求、つまり品質向上を刺激する価格という点については、いわゆる「価格割増金」の制度が広く導入されたといわれているが、具体例がないのでここでは立入らない⁹⁾。

なお、ソ連・東欧の経済改革の重要論点のひとつである価格形成の柔軟化と非集中化の問題について最後に附言すると、シトニン国家価格委員会議長は一方ではネップ初期の「自由価格」への復帰を説く人々を強く非難したが、同時に「価格形成メカニズム自体の改善の必要」を否定せず、価格形成の分野での企業の権限を拡張する時機が来ていることさえ示唆した¹⁰⁾。この問題はソ連・東欧の経済改革と価格問題という本論文のテーマにとって、重要な論点のひとつであるが、紙幅の関係で、これ以上ふれないことにする。

III

価格が原価をうわまわる部分、つまり利潤部分の大きさをどういう規準で決定すればよいのかという問題が、ソ連の過去十年來の価格論争の中心問題であったこと、そして価値説、平均価値説、

生産価格説、最適価格説という4つの見解が存在したことは、周知のとおりである。1965年9月総会でファンド使用料の制度が公認されたのち、価値説や平均価値説の立場をとっていた人々は、社会的必要労働という概念にファンド集約度の要因を加味することに同意するようになった。ジャチェンコ(科学アカデミー附属価格形成問題学術会議の議長)のいう「ファンド集約度を考慮した社会的必要労働支出」はその代表的な例である。一方、最適価格の主張者たちもさしあたりは生産価格方式で満足しなければならないことを認めており¹¹⁾、また彼らと本来の生産価格説の主張者の多くは、種々の理由によって¹²⁾、剰余生産物価値の1部分が生産物の生労働集約度(具体的には賃金支払額)に比例して各種の生産物価格に配分されることに同意している。したがって、賃金に比例した剰余価値部分と生産ファンドに比例した剰余価値部分と差額地代にあたる部分とを原価に加えることによって価格が構成されるという点では、広汎な合意が成立し、そのかぎり「価格形成問題にかんするソヴェト経済学者の見解のある程度の接近」を指摘したノヴォジロフの言葉¹³⁾は正しいといえる。

しかし価値説と生産価格説との対立は実際には解決されたわけではなく、前記の折衷的方式(東欧諸国では Two-channel Price System¹⁴⁾と呼ばれる)を具体化し数量化するさいに、つぎの2つ

11) В. Д. Белкин, Н. И. Бузова, Экономические методы хозйственного руководства и пересмотр цен, 1966. p. 7.

12) たとえばネムチノフによればそれは社会保険のための加算金であり、ベルキンによればそれは社会的消費ファンドをあらわし、フェドレンコによればカードルの養成費である(В. С. Немчинов, О дальнейшем совершенствовании планирования и управления народным хозяйством, 1965, p. 33, Белкин前掲書, p. 7, Н. П. Федоренко, Оптимальное планирование и ценообразование, 《Вестник Академии Наук СССР》, p. 76).

13) В. В. Новожилов, Проблемы планового ценообразования и реформа управления промышленностью, 《Экономика и Математические Методы》, 1966, No. 6, p. 338.

14) たとえば *Economics of Planning*, No. 3, 1965, Hungarian Issue を参照。

8) シトニン前掲論文(『コムニスト』所載), p. 43~44, 「定額納付金」(фиксированные платежи)については, Методические указания(前掲)を参照。

9) ジャチェンコが指摘したように、価格形成にあたって生産物の生産に要する支出だけでなく、その生産物の「利用効果」をも考慮するという問題は、支出をどのように計算するかという問題(社会的必要労働にファンド集約度を加味する問題)とならんで、今度の価格改訂の中心問題となっている。(В. П. Дьяченко, Проблемы ценообразования в социалистическом хозяйстве, 《Вестник Академии Наук СССР》, No. 2, 1966, p. 62)。品質の良否に応じた「価格割増(割引)」の問題のほかに、いわゆる代替品の相対価格の適正化の問題もこれにふくまれるが、本論文ではこのタイプの問題に立入らない。

10) シトニン前掲論文(『コムニスト』所載) p. 46.

の問題として再現することになった。つまり剰余生産物価値のうちのどれくらいの部分をファンド集約度に比例して各産業部門に配分するかという問題および利潤率の産業部門別格差はどの程度まで許容されるかという問題がそれである。もしファンド集約度に比例して配分される剰余価値部分が十分に大きくないばあい、あるいはまたファンド集約度を価格に反映させる係数(これは産業部門別利潤率と完全に同じではないが)が部門によって甚しく相違するばあいには、そのような価格体系を生産価格の一種とみなすことはできないから、この問題は単なる量的な問題ではなくむしろ質的な問題だといえる。そして“Two-channel Price System”が基本的には生産価格の一種として導入されようとしているハンガリーやチェコスロヴァキアのばあい¹⁵⁾とちがって、価値説にも生産価格説にも反対の立場をとるシトニン(国家価格委員会議長)やジャチェンコ¹⁶⁾のばあいには、妥協と折衷の産物以外の何ものでもない無性格な価格体系におちいる危険が少くないのである。

もちろん、マルイシェフのように¹⁷⁾社会の純所得(利潤と取引税)の全部が固定・流動ファンドに正確に比例して価格にふくまれるように要求する極端な議論には支持者も少い。しかし取引税の大部分を新卸売価格体系の外に残し(工業の平均利潤率15%ではそのようになる)、さらに7~30%という大きな部門別利潤率格差を認めたという点で、今度の価格改訂が大きな問題を残していることは否定できない事実である。ソヴェト価格論争の過程で多くの人々が以前から指摘していたように、上記の2点は結局において生産物のファンド集約度の価格への反映を不完全かつ不均斉(部門

別)にすることによって、各種の計算(経済性、経済効率の計算)を歪めることになり、ひいては企業にたいする経済的刺激も歪められるからである¹⁸⁾。

新価格体系の第2の問題点はファンド使用料のあり方で、このばあいも問題は2点、つまりその総額と部門別、企業グループ別格差とにわかれる。東欧諸国ではハンガリー、チェコスロヴァキアなどファンド使用料の率を全国均一に定めるのが支配的傾向であるが¹⁹⁾、さきにも述べたようにソ連ではその率に格差を設ける方針をとっている。チェルニャフスキーも指摘したように²⁰⁾、こういうやり方がいわゆる「主観主義」、「主意主義」を発生させることは容易に推測できる²¹⁾。

ファンド使用料にかんするもうひとつの問題点は、それが利潤総額中でしめる比率が小さいことで(約40%とみられている)、そのため奨励ファンドへの積立金や中央集中的投資の支弁やクレジットの返済にあてられる部分を除いても、なお利潤の20%あまりが、「未配分残高」(свободный остаток)として残り、これがまた国庫に上納され

18) この問題は投資効率論争における相対的効率係数(回収期間)ノルマチーフの部門別格差の可否の問題と基本的には同じである。Л. Ваг, Плата за производственные фонды и эффективность их использования, 1966 を参照。

19) ハンガリーは固定・流動ファンドの帳簿価格の5%均一、チェコスロヴァキアは固定ファンドの残存価値の6%均一(流動ファンドは銀行信用により、利率は6%均一)、ブルガリアは帳簿価格の6%(実験中)、東独とポーランドは不均一方式といわれる(Н. Митрофанова, Цена и стимулирование повышения эффективности производства, 《Плановое Хозяйство》, No. 10, 1966, Иржи Тыполт, Перестройка системы цен, 《Экономическая Газета》, No. 30, 1966, Г. Герцович, Совершенствование планирования и управления народным хозяйством в европейских странах СЭВ, 《Вопросы Экономики》, No. 9, 1966)。

20) В. Чернявский, Вопросы совершенствования и управления производством, 《Вопросы Экономики》, No. 6, 1966, p. 21.

21) Фонд使用料率の分化よりもむしろファンドの評価を是正せよというフェドレンコの主張(前掲論文 p. 75~76)、均一率の実施が非現実的にみえるのは、価格体系などが不適正なためだというラキツキーの見解は示唆的である(Б. Ракитский, Экономические функции платы за ресурсы, 《Вопросы Экономики》 No. 12, 1966, p. 25-26)。

15) Бела Чикош-надь, Реформа оптовых цен, 《Экономическая Газета》, No. 18, 1966, Ота Сик, “Problems of the New System of Planned Management,” *Czechoslovak Economic Papers*, No. 5, 1965, *Acta Oeconomica*, (vol. 1, 1966) の R. Nyers, S. Ganczer の論文を参照。

16) В. Дьяченко, Совершенствование системы цен и ценообразования в СССР, 《Коммунист》, No. 7, 1966, p. 56-57, シトニン前掲論文(『コムニスト』) p. 39.

17) И. С. Малышев, Экономические законы социализма и планирование, 1966, p. 33.

ることになっている²²⁾。すでにソ連においても1部の人々が指摘しているように²³⁾この「未配分残高」がかなりの額に上るかぎり、ファンド使用料によってファンド利用効率の向上に経済的刺激を与えるというファンド有償化政策の本来のねらいが、著しく損なわれることは避けられない。

第3の問題点はさきにふれた同一部門内企業別生産性格差の問題である。価格形成の基礎として限界生産費(затраты замыкающих план предприятий)を採用せよという最適価格説の主張者たち(カントロヴィッチ、ノヴォジロフ、フェドレンコなど)の意見を斥ける理由として、シトニンは限界主義をとると物価の大巾上昇(40%以上)がおこり、消費者物価と農業用生産財価格への影響がさげられないことをあげている²⁴⁾。同一部門生産物の原価の地域別、企業別格差が十数倍に上がることが珍しくない現状のもとで、機械的に最劣等企業の原価を価格形成の基礎にすれば、そういうことになるのかもしれない。しかし、価格改訂後も赤字部門がなくなるだけでかなり多数の赤字企業が残存するのだとすれば²⁵⁾、これらの企業もまた、フェドレンコやノヴォジロフの指摘するように²⁶⁾、社会の欲求充足のために必要な活動をしている以上、価格の「社会的必要労働への接近」という要求(新価格体系にたいする最も基本的な要求)が、きわめて不十分にしか実現されないという結論がさげられない。そして部門内計算価格の使用によって「完全なホズラスチョート」の要求が曲りなりに実現されたとしても、フェドレンコのいうように、それは不必要な複雑化である。もしカントロヴィッチのいうように²⁷⁾、限界主義の採用による生産財価格の上昇が、取引税の一定部分の地代

への転化をひきおこすだけで消費者物価にも国庫収入にも影響しないのだとすれば、平均原理への固執は誤れるイデオロギー的偏見の産物以外の何ものでもないということができよう²⁸⁾。もっとも、ノヴォジロフが認めたように²⁹⁾、現実のソ連経済における限界企業と最適計画における限界企業とを簡単に同一視することはできないのであり、本来ならすでに廃坑となっていたはずの炭坑や新鋭設備にとりかえられていたはずの老朽工場が、従来の価格体系とホズラスチョート制度の欠陥のために現在まで温存されてきたというケースも十分に考えられるから、問題はきわめて複雑であり、限界主義の画一的適用にも少なからぬ疑問があるといえる。

最後に第4の問題点というよりも以上の議論の総括ともいべきことであるが、ソ連・東欧の経済改革のひとつの重要な特徴は生産ファンド使用料とか銀行信用利子とか「定額納付金」とかいう各種の「資源使用料」(платы за ресурсы)がとりいれられたことである(さらに労働力についても同様の有償化を主張する人もある)³⁰⁾。これらの使用料の経済的機能がこれらの資源の最適の配分を実現することと同時に企業の経営条件の平準化にあることは、あらためていうまでもない。つまり企業がその活動によってえた収益のうち、優良な自然的・技術的条件(および社会がその養成費を負担したカードルの使用)に由来する部分が資源使用料として控除されるなら、あとには企業従業員集団の主体的努力に基因するものだけが残し、労働報酬の歪み(有利な条件の占有による歪み)は解消されるわけである³¹⁾。

ところがさきにもふれたように、ソ連の新制度のもとでは、一方ではファンド使用料や「定額納付金」の制度が導入されたにもかかわらず、3つの奨励ファンドへの積立金のノルマチーフは産業部門別・企業グループ別にそれぞれ定められるこ

22) シタリヤン他、前掲論文、p. 28.

23) Н. Гаретовский, Прибыль и поощрение, 《Экономическая Газета》, No. 4, 1967.

24) シトニン前掲論文(『コムニスト』), p. 41.

25) 価格改訂後もたとえば鉄鉱産業企業の21%、石炭産業企業の38%は赤字で、その他に極度の低利潤率企業がそれぞれ15%、18~20%残るといわれている(シタリヤン他、前掲論文、p. 32)。

26) フェドレンコ前掲論文、p. 73、ノヴォジロフ前掲論文、p. 331.

27) 《Экономическая Газета》, No. 45. 1965.

28) А. Лурье, Ценообразование и сравнение различных вариантов хозяйственных мероприятий, 《Вопросы Экономики》, No. 7, 1966を参照。

29) ノヴォジロフ前掲論文、p. 331.

30) ラキツキー、フェドレンコ前掲論文。

とになっており、さらにまた「未配分残高」の上納の制度も設けられている。このことは資源使用料のノルマチーフ自体かまたは価格形成のどちらか、もしくは両方の欠陥のため、資源使用料制度の導入にもかかわらず、企業の経営条件の平準化が実現されないということを意味している。そしてこのことは、ソ連における経済的刺激的新しい制度が恐ろしく複雑で煩鎖なものになりかねないということ、同時にまたあらゆる形の「主観主義」にたいして門戸が依然として開かれているということ³²⁾を意味する。

このばあいチェコスロヴァキアをはじめとする東欧諸国(ハンガリー、ブルガリア)で導入されつつある方式をソ連のばあいと対比するならば、問題の所在がいっそう明確になるであろう。すなわち、それは総所得(валовой доход つまりソ連の賃金ファンドと利潤の合計にあたる)からファンド使用料、銀行信用の利子、定められた自己資金からの投資、その他の所定の上納金を控除した残差余剰が労働報酬ファンドになるという制度である³³⁾。このばあいには労働報酬(奨励ファンドをふくむ)の大きさをそれ自体として決定する必要がないから、企業活動評価規準の問題も奨励ファンドへの控除のノルマチーフ制定の問題も存在しない(もちろん労働報酬の下限、最低保障は別に規定される)。同じく「利潤方式」と呼ばれるけれども、この方式とソ連方式との間には、ある意味で根本的な差異があるといえよう。

31) 利潤から各種の資源使用料を控除した後に残る利潤部分は「均等な労働投下条件に換算した労働の収益性」を示すものであって、このばあいの収益率の計算は「労働支出量もしくは賃金ファンド」との対比によるのが論理的だというノヴォジロフの指摘は注目し値いする(Экономическая эффективность производства, 1966, p. 8)。しかし、前掲 Методические указанияによると、ファンド使用料、定額納付金、銀行利子を控除したのちの収益率(расчетная рентабельность)の計算も(それらの控除以前のいわゆる балансовая рентабельность のばあいと同様に)生産ファンドとの対比で示されることになっている。

32) А. Курский, Е. Сластенко, Некоторые итоги перевода группы предприятий на новую систему планирования и экономического стимулирования, 《Вопросы Экономики》, No. 10, 1966 を参照。

33) ゲルツォヴィッチ, 前掲論文, p. 110.

むすび

以上、ソ連で近く実施されようとしている価格改訂の問題点を概観し、かなり批判的なコメントを加えたが、それは今度の改革のもつ一連の積極的意義を全く否認しようとするものでは決してない。

今度の改革が赤字部門の解消(赤字企業は残るが)、部門別利潤率格差と製品別収益率格差の縮少をもたらすものであることは明らかであり、そしてそのかぎりで各種の経済計算の用具としての価格の機能が以前より改善されることも明らかである。また、ファンド使用料の制度がとりいれられたことにより、たとえこの制度が多くの欠陥をもつ形に組織されるにせよ、従来の無償ファンド制に比較すれば、ファンド利用効率の向上を多少とも促進する役割を果すことは否定できない。また利潤のうちで企業従業員の利益のために充用される部分の増大が予定されているからには、これによって企業活動の効率向上への経済的刺激が多少とも強化されることも確かであろう。

ただソ連の利潤方式の最大の難点は、さきにも述べたように、ひどく複雑な形に構成されようとしていることであり、このことは旧方式からの脱脚がまだ不徹底なことに主として由来している。煩鎖な行政的方法から柔軟な経済的刺激の方法への転換というのが、今度の経済改革の本来の趣旨なのだが、実際には経済的刺激的体系自体が行政主義的煩鎖化の兆しをみせているということは、過渡期のさけがたい現象なのであろうか。